

特定関係調書

(宛先)

松戸市水道事業管理者

所在地
商号又は名称
代表者

申請日現在、当社と他の松戸市水道事業入札参加資格者との資本的関係及び人的関係は、次のとおり相違ありません。

1 他の「松戸市水道事業入札参加業者資格者」との間における特定関係 [あり・なし]

2 資本的関係に関する事項

① 会社法第2条第4号の2の規定による親会社等 ※参加制限基準3(1)ア関係

商号又は名称	所在地	備考

② 会社法第2条第3号の2の規定による子会社等 ※参加制限基準3(1)ア関係

商号又は名称	所在地	備考

③ ①に記載した親会社等の他の子会社等(自社を除く) ※参加制限基準3(1)イ関係

商号又は名称	所在地	備考

3 人的関係に関する事項

役員兼任の状況 ※参加制限基準3(2)ア、イ、ウ関係

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職

4 その他特定関係に関する事項

① その他の状況 ※参加制限基準3(3)関係

商号又は名称	所在地	備考

記入上の注意事項

1. 1はどちらかを○印で囲み、「なし」の場合には2、3、4の欄に記載する必要はありません。
2. ①、②欄は、申請者から見た関係（「親会社」、「子会社」、「親会社を同じくする子会社」等）を記入してください。
3. 記入の対象となるのは、松戸市の競争入札参加資格者名簿に登録されているものに限ります。
4. 記入欄が足りない時は、適宜記入欄を追加して用いてください。
5. この調書は、資本関係・人的関係の有無に関わらず、年度最初の競争入札に参加する際に、申請者が提出してください。なお、当該調書提出後、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合には、すみやかに再提出してください。
6. この調書に記載された事項が事実と相違することが明らかとなった場合には、入札参加資格停止等の措置を行うことがあります。

〔用語の定義〕

- ① 「子会社等」
会社とその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人又は会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。（会社法第2条第3号の2）
- ② 「親会社等」
株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人又は株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるものをいう。（会社法第2条第4号の2）
- ③ 「役員」
代表取締役、取締役（社外取締役を含まない。）及び執行役（代表執行役を含む。）並びに会社更生又は民事再生の手続中である会社の管財人を記載すること。なお、監査役及び執行役員は、「役員」に該当しない。
- ④ 「夫婦」
法律上のものに限ります。
- ⑤ 「親子」
民法上の規定による実子のほか、養子及び特別養子の関係にあるものをいいます。
- ⑥ 「兄弟姉妹」
血縁関係にあるものをいい、姻族関係にあるもの（配偶者の兄弟姉妹）は含みません。